

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その4～

相続税の軽減対策と納税資金対策は車の両輪

1. 相続税の軽減対策

相続税の軽減対策は、相続財産が「数量×単価」で求められることから、数量を減らし、単価を下げることです。

(1) 数量を減らす対策

生前贈与による対策が多く行われていますが、被相続人の財産が増加することを防止する対策も重要です。

例えば、不動産賃貸業を営んでいる人の場合には、不動産管理会社を活用して収入の分散を図ることで、超過累進税率で課税される所得を法人の比例税率へ変更し、かつ、被相続人に資産が蓄積していくことを防止することにより、毎年の所得税と将来の相続税の軽減に役立ちます。

(2) 単価を下げる対策

非課税財産に組み換えることや、時価と相続税評価額の差が大きな財産への組換え対策が基本となります。

2. 納税資金の不足を解消する

① 相続税対策により相続税額を軽減すること

② 納税資金対策により相続税の納税資金を増やすことがポイントです。

このことにより、祖先から相続した不動産等を譲渡又は物納することなく相続税の納税を完結させることも期待できます。

相続税の軽減対策と納税資金対策は、真に車の両輪のごとく着実に実行することが大切です。